

役員、評議員、評議員選任・解任委員等の
報酬並びに費用弁償に関する規程

社会福祉法人函館大庚会

役員、評議員、評議員選任・解任委員等の 報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人函館大庚会（以下「法人」という。）の役員及び評議員、評議員選任・解任委員、外部委員の報酬及び費用弁償等について必要な事項を定める。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各項に掲げる用語の定義は、当該各項に定めるところによる。

- 2 役員とは、理事及び監事をいう。
- 3 常任理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とし、かつ使用者としての立場を有する者をいう。
- 4 非常勤理事とは、理事のうち、理事長および常任理事以外の者をいう。
- 5 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- 6 評議員選任・解任委員の外部委員とは、定款第6条第2項の評議員選任・解任委員会外部より選任した者をいう。
- 7 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- 8 費用弁償とは、役員、評議員及び評議員選任・解任委員の外部委員が、理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会、法人並びに事業の運営状況の監査又は指導の業務及び理事長の命を受けて法人並びに事業の運営のための業務（以下「法人業務」という。）にあたった場合に、要する費用として法人が弁償するものをいう。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員が法人業務にあたった場合に、報酬を支給することができる。

- 2 この法人は、役員、評議員及び評議員選任・解任委員の外部委員が法人業務にあたった場合には、費用弁償を支給することができる。
- 3 報酬及び費用弁償は、出席の都度、現金で支給する。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬等の総額は、年間1,200万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬等の総額は、年間30万円以内とする。
- 3 報酬及び費用弁償の額は、別表1に定めるところによる。ただし、移動距離が25Kmを超え交通費の実費が費用弁償の額を超える場合は、その実費を支給することができる。

(非常勤理事及び評議員の報酬等)

第5条 非常勤理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務にあたった場合は、別表1により報酬及び費用弁償を支給するものとする。

- 2 評議員が評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務にあたった場合は、別表1により費用弁償を支給するものとする。
- 3 交通費の実費が費用弁償額を超える場合は、その実費を支給するものとする。

(監事の報酬等)

第6条 監事が、理事長の命を受けて法人業務にあたった場合は、別表1により報酬及び費用弁償を支給するものとする。

2 交通費の実費が費用弁償額を超える場合は、その実費を支給するものとする。

(役員の報酬)

第7条 役員の報酬は、法人の定款第21条に基づき、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては支給しない。

(出張旅費)

第8条 役員、評議員及び評議員選任・解任委員の外部委員が法人業務のため出張する場合は、法人の別に定める旅費規程の役員に関する規定をこれに適用し、旅費交通費、宿泊費及び日当を支給する。

原則として出張前に概算払いし、後に精算するものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

第10条 この規程の改正は、評議員会の議決により行う。

別表 1（第 4 条関係）

役 職	報酬額	費用弁償額（旅費交通費）
		25km未満
理事長	月額 370,000円	支給しない
常任理事	月額 550,000円	支給しない
役員（理事、監事）	日額 0円	日額 5,000円
評議員	支給しない	日額 5,000円
評議員選任・解任委員会の外部委員	支給しない	日額 5,000円

附則

この規程は平成 29 年 6 月（定時評議員会の議決日）から施行する。